

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示 目次  
鳥取県農業会議の会議員並びに部会会議員の定数の決定

## 告示

### 鳥取県告示第三百六十五号

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十七条の二第二項第一号並びに第四項第一号及び第四号の会議員の定数を昭和三十三年七月三十一日次のとおり定めた。

昭和三十三年七月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

農業委員会等に関する法律第四十七条の二第二項(農地部会)第一号の会議員の定数 十五人  
農業委員会等に関する法律第四十七条の二第四項第一号のうち

第三項の規定により定められた農政部会の会議員の定数 十五人  
同 振興部会の会議員の定数 十五人

農業委員会等に関する法律第四十七条の二第四項第四号のうち

第三項の規定により定められた農政部会の会議員の定数

同法第四十一条第二項第四号の会議員 七人  
同 第五号の会議員 二人  
同 第六号の会議員 四人  
第三項の規定により定められた振興部会の会議員の定数

同法第四十一条第二項第四号の会議員 七人  
同 第五号の会議員 一人  
同 第六号の会議員 五人